

郡山市国民健康保険における世帯主変更に関する事務取扱要綱

平成14年 7月 1日制定

[市民部国民健康保険課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、国民健康保険の被保険者(以下「被保険者」という。)以外の住民基本台帳の世帯主が国民健康保険の世帯主である世帯(以下「擬制世帯」という。)において、当該世帯主以外の者を国民健康保険の世帯主に変更する場合の事務手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 擬制世帯において次の事項に該当するときは、国民健康保険の世帯主を住民基本台帳の世帯主から被保険者に変更することができる。

- (1) 擬制世帯における世帯主(以下「擬制世帯主」という。)が、国民健康保険税の滞納をしていないこと。
- (2) 国民健康保険の世帯主を変更した後も、国民健康保険税の納付の確実な履行が見込めること。
- (3) 擬制世帯主が、国民健康保険の世帯主の変更に同意していること。

(世帯主変更の届出)

第3条 擬制世帯において、国民健康保険の世帯主となろうとする被保険者は、国民健康保険擬制世帯に係る世帯主変更届(第1号様式)に国民健康保険被保険者証を添えて届け出なければならない。

(国民健康保険被保険者証の交付等)

第4条 前条の規定による届出があった場合において、第2条各号の規定に該当しているときは、世帯主変更後の国民健康保険被保険者証を交付するものとする。この場合において、国民健康保険被保険者証に世帯主変更の旨を記載するものとする。

- 2 世帯主変更後の国民健康保険被保険者証の資格取得日は、前項に規定する国民健康保険被保険者証の交付を受けた日とする。
- 3 第1項の規定により国民健康保険被保険者証を交付したときは、世帯主変更届による被保険者証交付一覧表(第2号様式)に記載するものとする。

(世帯主の再変更等)

第5条 前条の規定により世帯主を変更した後に、当該世帯主が次の各号にいずれかに該当するときは、住民基本台帳の世帯主を再度国民健康保険の世帯主とするものとする。

- (1) 当該年度の納期終了後に、国民健康保険税の滞納があるとき。
 - (2) その他国民健康保険事業の運営上支障が生じたとき又は生じるおそれがあると認められるとき。
- 2 前項の規定により世帯主を再度変更したときは、国民健康保険に係る世帯主再変更通知書(第3号様式)により通知し、速やかに国民健康保険被保険者証を交換するものとする。
 - 3 世帯主の再変更後の国民健康保険被保険者証の資格取得日は、第1項に規定する世帯主の再変更をした日とする。

(世帯に異動があった場合の世帯主の変更)

第6条 第4条の規定により世帯主の変更をした世帯において異動があった場合は、次に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 住民基本台帳の世帯主が被保険者となったときは、その者を国民健康保険の世帯主とする。

(2) 住民基本台帳の世帯主に異動があり、第3条に規定する届出がない場合は、新たに住民基本台帳の世帯主になった者を国民健康保険における世帯主とする。

(3) 国民健康保険の世帯主が、本市の被保険者の資格を喪失した場合で、当該世帯に被保険者があり、第3条に規定する届出がない場合は、住民基本台帳の世帯主を国民健康保険の世帯主とする。

2 世帯に異動があった場合の世帯主の変更後の国民健康保険被保険者証の資格取得日は、前項に規定する世帯主の変更をした日とする。

(世帯主変更事務の窓口)

第7条 前条に規定する国民健康保険の世帯主の変更は、市民課又は行政センターにおいて行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

国民健康保険擬制世帯に係る世帯主変更届

年 月 日

郡山市長

届出人住所

(世帯主となることを希望する者)

氏名

世帯主より同意を得たので、下記のとおり国民健康保険擬制世帯に係る世帯主の変更を届け出いたします。

記

変更年月日	年 月 日	記号番号	島3 - -
住所 郡山市	変更後の世帯主氏名		男 女
	(生年月日)	明・大・昭	年 月 日生
	住民票上の世帯主氏名		男 女
電話番号()	-	(生年月日)	明・大・昭 年 月 日生
<p>国民健康保険擬制世帯に係る世帯主の変更について、上記届出人が国民健康保険の世帯主となることに同意します。</p> <p>なお、世帯主の変更後に、私が国民健康保険の被保険者になった場合又は国民健康保険税の滞納等国民健康保健事業の運営上支障が生じた場合若しくは生じる恐れがある場合は、世帯主を住民基本台帳法の世帯主に戻すことを了承します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住民基本台帳の世帯主 氏 名</p>			

擬制世帯における世帯主が届出時までの国民健康保険税を滞納していない。

世帯主変更後も国民健康保険税納付の確実な履行が見込める。

所得申告 有 ・ 無(無の場合)

収入等の状況 ()

擬制世帯主が世帯主変更の同意をしている。

決 裁	課長補佐	係 長	係 員

受 付	受付番号	承認年月日

第3号様式(第5条関係)

国民健康保険に係る世帯主再変更通知書

年 月 日

様

郡山市長



年 月 日付けで届出がありました国民健康保険の世帯主について、
下記のとおり再度変更いたします。

記

1 再変更の理由

2 再変更後の世帯主等

世帯主(再変更後)	
被保険者証記号番号	島 3 -
再変更年月日	年 月 日

3 国民健康保険被保険者証

世帯主再変更後の被保険者証を交付しますので、従前の被保険者証を返還してください。